

山梨県産業技術センター設備運行管理等業務の委託に係る一般競争入札公告

山梨県産業技術センターが発注する山梨県産業技術センター設備運行管理等業務に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年2月19日

山梨県産業技術センター所長 雨宮 俊彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託する業務の名称

山梨県産業技術センター設備運行管理等業務

(2) 履行場所

山梨県甲府市大津町2094

山梨県産業技術センター

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

(4) 委託する業務の仕様等

入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

2 事務を担当する所属

山梨県産業技術センター 総務課

〒400-0055 山梨県甲府市大津町2094

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く）

④ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

⑤ 資格審査の申請を行う日が属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営

んでいない者

- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3)物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿（認定種目（役務）：建物、電気・機械設備点検・保守）に登載されている者であること（入札参加を希望する者で本件入札の公告時に物品等競争入札参加資格を得ていない者は、令和7年2月21日（金）までに出納局管理課に資格審査申請書を提出し審査を受けること。）。
- (4)建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (5)平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間に於いて、1年間継続しての建築物における設備運行管理業務（空気調和設備及び機械換気設備、給排水設備、受変電設備・照明設備等の運転、日常的な点検及び補修等）を1回として、2回以上建物延べ床面積5,000㎡以上の設備運行管理業務契約を元請として結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。
- (6)この公告に示した業務（業務にかかる書類作成等事務手続を含む）を確実に履行できると山梨県産業技術センター所長が判断した者であること。
- (7)業務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後直ちに履行着手できるものであること。
- (8)令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間に於いて、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。
- (9)その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

4 入札手続等

(1)契約条項を示す場所等

この公告の日から令和7年2月26日（水）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

(2)入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年3月12日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2の場所において交付する。

(3)一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4)入札説明会について

実施しない。

(5)入札及び開札の日時及び場所

①日時 令和7年3月21日（金）午後1時30分

②場所 山梨県甲府市大津町2094

山梨県産業技術センター 研究管理棟3階研修室

(6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札書に記載する金額は、3年間の総額（消費税抜き）とすること。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- ①一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。
- ②この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下、「規則」という。）第108条の2の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- ④入札書の金額、氏名、印鑑等の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- ⑤①から④までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(8) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 入札保証金

規則第108条の2第2号に基づき、免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、当該契約を変更し、又は解除することがある。

(7) その他

- ①落札者が契約締結までの間に、3に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする

②詳細は、入札説明書による。

③問い合わせ先

山梨県産業技術センター総務課

電 話 055-243-6111

FAX 055-243-6110

ファックスを送信した場合は、必ず電話連絡により到達確認をすること。